

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成29年7月18日 10時50分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港（姫路港東航路第2号灯浮標） 妻鹿西外防波堤東灯台から真方位171° 1,360m付近 （概位 北緯34° 44.7′ 東経134° 41.1′）
事故の概要	漁船天龍丸は、北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月31日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 天龍丸、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	HG2-3846（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部が圧壊 灯浮標 頭部支柱に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を終えて水揚げの目的で、姫路市妻鹿漁港に向けて播磨灘を北東進した。</p> <p>船長は、姫路港の港域に接近した頃、妻鹿漁港に向けて航行していた僚船から無線で操業中の漁船がいる旨の連絡があり、右舷船首方に約5ノットの対地速力で西進している漁船2隻を認め、注意を向けて操船に当たっていた。</p> <p>本船は、姫路港の港域内に入り、船長が、漁船の方位が僅かに右方に変化していたので、漁船との通過距離を広げようとして僅かに左舵を取って漁船を見ていたところ、船首至近に姫路港東航路第2号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を視認し、どうすることもできず、本件灯浮標に衝突した。</p>
分析	本船は、姫路港を北東進中、船長が、右舷方から接近する漁船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、姫路港を北東進中、船長が船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の方向だけでなく、周囲に目を配るなど、常時適切な見張り

	を行うこと。
--	--------